

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和8年6月4日

今治市監査委員 木原 盛 展
同 近藤 博

監査対象機関	監査結果報告書の日付
市民環境部 市民環境政策局 市民参画課	令和8年4月3日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 私債権に区分される芸予地震災害復旧住宅資金貸付金および地方改善住宅新築資金等貸付金の収納率が低調である。今治市債権管理条例、今治市債権管理規則および今治市債権管理マニュアルに基づき、催告・調査等必要な手続を適切に行うとともに、これらの過程に係る書類についても引き続き整理・整備したうえで、債権の適正な処理が図られるよう必要な措置を講じられたい。</p> <p>また、令和8年度末に取組状況を再度報告されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 本市では、造船・繊維・介護・サービス業などの分野でフィリピン・ベトナム・インドネシアなどから来日した外国人労働者が活躍し、外国人住民は4,635名（令和7年10月31日現在）に達している。この状況を踏まえ、多文化共生の実現に向けた市の考えを正確かつ偏りなく市民に周知し、理解の促進を図るため、自治会・公民館等の小単位での説明を一層推進されたい。各種団体等での説明を開始している点は評価できるため、その取組を基盤として小単位の場合へ着実に拡充されたい。</p> <p>2 「住民窓口の多様化モデル事業（移動市役所）」は、住民票・印鑑証明書の発行件数は低調であり、日常の困りごとの相談等が中心となっている。住民の</p>	

身近な場に行政機能を届ける事業は意義のある取組であり、今後もその充実を図っていく価値がある。また、拡充に向けては制度・機器の要件や運用上の制約がある一方、他部局施策との連携検討が進められている点は適切であり評価できる。そのうえで、サービスの拡充を図るため、関係部局における移動提供が可能な業務を整理し、住民ニーズと実施可能なメニューを整備のうえ、計画的に展開されたい。

(措置の内容)

(指摘)

- 1 今治市債権管理条例、今治市債権管理規則および今治市債権管理マニュアルに基づき、支所と連携して債権の状況整理を行うとともに、文書による催告や戸別訪問等による回収に努め、その記録書類の整理・整備を進めます。回収不能または回収困難な事案については、法的回収手段の検討や債権放棄等による整理を行うなど、債権の適正な処理を行ってまいります。

(意見)

- 1 これまで、各種団体等を対象に多文化共生施策について説明の機会を設け、市民の理解促進に努めてきました。今後は、これらの取組を基盤として、多文化共生施策の出前講座について今治市連合自治会等を通じて周知を図り、希望する自治会等の各種団体に対し、市の考え方や取組を丁寧に説明する機会を拡充することで、市民の理解と共感が一層深まるよう努めてまいります。
- 2 日常的な困りごとの相談が中心となっている移動市役所の現状を踏まえ、市民に寄り添った生活支援の在り方について検討を行います。あわせて、他部局の施策と連携可能なサービスを洗い出し、住民ニーズの高いメニューを整理・検討した上で、サービスの拡充を図ります。さらに、運行方法や周知方法についても見直しを行い、計画的に事業を展開してまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
市民環境部 市民環境政策局 市民課	令和8年4月3日
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <p>1 書かない窓口について、手書きをなくすことで窓口での手間は減っているものの、混雑時や申請内容によっては待ち時間の短縮となっていない状況が見受けられる。利用者の利便性向上や事務の効率化のために引き続き改善に努められたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(意見)</p> <p>1 令和8年度からも他課の関連申請書が2件出力可能となる予定となっています。引き続き、届出に関連した手続き申請書について連携可能なものについて導入できるよう検討し、現システムの機能の追加や利用者の操作画面の改善を図り、時間短縮に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
市民環境部 市民環境政策局 環境政策課	令和8年4月3日
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <p>1 脱炭素先行地域づくり推進事業は、しまなみ海道沿線やタオル産業群における太陽光発電設備等の導入補助、公共施設への設備整備を含む、中長期的な施策である。事業効果を最大限に発揮するため、事業者等との連携を図りつつ、よりよい事業となるよう努められたい。</p> <p>2 公共施設の一括 LED 化について、R8 年度当初予算では 30 施設分を計上しているが、プラント施設等を除く未改修施設は約 750 施設に上っている。本来、これらの改修は各施設の管理担当課が主体となって行うべきものであるが、市場需要が集中する時期の工事は費用の高騰や資材調達の遅延を招く恐れがあることから、市全体で計画的かつ効率的に改修を進め、コスト縮減と早期完了に努められたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(意見)</p> <p>1 お見込の通り、事業効果を最大限発揮するためには、地域住民や企業の再エネ設備等の導入を促進する必要があり、情報発信を充実させることで「脱炭素を自分事化してもらうこと」「補助制度活用によるメリットを感じてもらうこと」「脱炭素化をすることで地域課題の解決につながることを理解してもらう必要がある。</p> <p>また、脱炭素先行地域づくり事業は、ご意見にある、共同提案者等との連携はもとより、国からも評価を得ている「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業（ソフト事業）」とも連動させた施策展開を既に実施していることから、当該取組についてもさらに情報発信を行うことで、さらなる相乗効果を創出する。</p> <p>2 各施設の管理担当課には専門技師が在籍していないため、環境政策課で調査を進めている。調査では、施設の利用頻度や統廃合計画の有無を含めて調査し、財政課と協議しながら改修施設を選定している。</p> <p>現在、令和9年度以降予算分として46施設の調査が完了しており、費用対効果が高いことが見込まれる施設の調査を進めている。(スポーツ施設、港湾施設等 残り59施設※令和8年度調査予定分)</p> <p>残りの未改修施設のうち多くは、施設の利用頻度や点灯時間が極端に短い、建物の老朽化が進んでいる、施設の在り方が定まっていない等の理由から、現在のところ調査に着手する予定はない。</p>	

令和9年度以降発注予定分105施設(46+59)は、脱炭素推進事業債が利用できる令和12年度までに整備を進めていく計画としている。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
市民環境部 市民環境政策局 資源リサイクル課	令和8年4月3日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 資源ごみ集団回収奨励金の支給について、要綱に則った適正な手続が行われていないものが見受けられたので、適切な事務執行をされたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 申請団体に再確認をしたところ、要綱条件を満たしていたことが判明しましたが、今後、申請書の内容が要綱に適合しているか十分に確認し、適切な指示を行い適正な事務を遂行いたします。</p> <p>また、人口減少や高齢化に伴い、要綱の変更が必要となった場合は、実態に応じた見直しを検討します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
市民環境部 市民環境政策局 環境施設課	令和8年4月3日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政財産の目的外使用許可の手続きについて、許可条件に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示がされていなかったため、許可条件に教示文を追加するようにされたい。 2 週休日の振替が未取得であった職員がいたため、今後は期限までに取得できるよう、条例及び規則のとおり適正に運用されたい。 	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和8年度から許可条件に教示文を追加するように様式を改めました。 2 期限までに取得できるよう、他施設からの応援も含め、勤務体制を整えます。 	